



2025年2月12日

各 位

会 社 名 株式会社 ミダックホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 加藤 恵子  
(コード番号: 6564 東証プライム・名証プレミア)  
問 合 せ 先 取締役経営企画部長 高田 廣明  
電 話 番 号 053-488-7173

## 施設設置許可処分取消訴訟（控訴審）の判決に関するお知らせ

当社の連結子会社である株式会社ミダックが運営する浜松市浜名区の管理型最終処分場奥山の杜クリーンセンターの施設設置許可処分取消訴訟（以下「本件訴訟」という。）に関して、本日、東京高等裁判所より、被控訴人である浜松市・株式会社ミダックの主張を全面的に認め、控訴を棄却する旨の判決（以下、「本判決」という。）の言い渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本判決の言渡しのあった裁判所及び年月日

##### (1) 判決のあった裁判所

東京高等裁判所

##### (2) 判決のあった年月日

2025年2月12日

#### 2. 訴訟の経緯

原審は、原告である浜松市浜名区引佐町に居住する地元住民が産業廃棄物処理施設設置許可処分の取り消しを求めたものでありますが、2024年2月29日に静岡地方裁判所より原告らの請求を棄却する旨の判決の言い渡しがありました。

その後、2024年7月1日付「施設設置許可処分取消訴訟（控訴）に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、2024年5月30日付で東京高等裁判所より浜松市宛てに控訴状の送達がありました。

本件訴訟は、控訴人らが2024年2月29日に静岡地方裁判所が出した判決の全部に不服があるとして控訴を提起したものでありますが、今般、東京高等裁判所より、下記「3. 本判決の内容（要旨）」のとおり、判決の言い渡しがありました。

#### 3. 本判決の内容（要旨）

- (1) 本件各控訴をいずれも棄却する。
- (2) 控訴費用は控訴人らの負担とする。

#### 4. 今後の見通し

本件訴訟に関して、当社連結業績への影響は見込んでおりません。今後開示すべき事象が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上